

著作権内規

制定：2017年1月29日

最終改正：2025年1月1日

1 総則

本内規は、日本図書館情報学会（以下、「本学会」）が編集する著作物及び個別の著作物（『日本図書館情報学会誌』（以下、「学会誌」）、『研究集会発表論文集』、図書館情報学に関する研究シリーズ（以下、「シリーズ」）、『図書館情報学事典』、『図書館情報学用語辞典』等）に掲載される論文等（以下、「論文等」）の著作権（著作権法第21条から28条に規定されているすべての権利）の取り扱いに関して取り決めることを目的とする。

2 著作物に関する著作権の帰属

- (1) 学会誌に掲載される論文等に関する著作権は、著者に帰属する。
- (2) 『研究集会発表論文集』に掲載される論文に関する著作権は、著者に帰属する。
- (3) シリーズに掲載される論文等に関する著作権は、本学会に帰属する。
- (4) 『図書館情報学事典』に掲載される項目に関する著作権は、本学会に帰属する。
- (5) 『図書館情報学用語辞典』に掲載される項目に関する著作権は、本学会に帰属する。

3 著作権許諾譲渡の手続き

シリーズに論文等が掲載された著者は、「著作権譲渡契約書」（様式2）に署名の上、これを研究委員長に電子ファイルで送信するか、もしくは郵送する。同契約書は学会事務局がこれを保管する。

4 『研究集会発表論文集』の利用許諾

本学会は、発表論文を『研究集会発表論文集』の作成および教育・研究の目的で印刷物およびウェブ等の電子メディアで使用するために、発表論文の提出時に著者から利用許諾を受ける。

5 学会誌に掲載される論文等の利用

本学会は、学会誌に掲載される論文等をJ-STAGEで公開するために、論文等にCCライセンス（表示-非営利-改変禁止（CC BY-NC-ND））を付与することに関して投稿規程に明記し、著者から同意を得るものとする。

6 著作物の出版および販売の権利

- (1) シリーズ本体の出版および販売の権利は、別途、本学会が出版社と交わす「出版契約書」等で定める。
- (2) 『図書館情報学事典』、『図書館情報学用語辞典』本体の出版および販売の権利は、別

途，本学会が出版社と交わす「出版契約書」等で定める。

7 改廃

本内規の改訂にあたっては，常任理事会において審議・承認されるものとする。

付則 本内規は 2017 年 1 月 29 日から施行する。

付則 本内規は 2024 年 2 月 1 日から施行する。

付則 本内規は 2025 年 1 月 1 日から施行する。